

(様式2)

随意契約の結果の公表

所属名：教育委員会

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課（地方機関）の名称	備考
宍道高等学校校内LANシステム（無線LANアクセスポイント）一式	H30. 8. 23	株式会社えすみ松江営業所 松江西嫁島3丁目2番13号 富士通リース株式会社中国支店 広島市中区紙屋町1丁目2番22号	913, 680	第167条の2第1項第2号	新たに整備する無線LANアクセスポイントは、左記事業者によりすでに運用を行っている校内LANシステムと一体的に構築・運用保守を行う必要があるため。	教育施設課	長期継続契約（5年）
浜田水産高校法面災害復旧工事設計書作成施工監理等業務委託	H30. 8. 30	島根県松江市古志原4丁目1-1 島根県土地開発公社	6, 276, 960	第167条の2第1項第2号	島根県会計規則の運用について第66条関係の1の(2)のウ（公法人との直接契約）に該当するため。	教育施設課	
松江北高等学校外15校校内LANシステム（職員室の無線LANアクセスポイント）一式	H30. 8. 31	ダイワポウ情報システム株式会社松江支店 松江朝日町498番地6 株式会社J E C C 千代田区丸の内3丁目4番1号	4, 062, 960	第167条の2第1項第2号	新たに整備する無線LANアクセスポイントは、左記事業者によりすでに運用を行っている各学校の校内LANシステムと一体的に構築・運用保守を行う必要があるため。	教育施設課	長期継続契約（5年）
平成30年度卒業生ネットワーク構築業務	H30. 8. 6	認定特定非営利活動法人カタリバ 東京都杉並区高円寺南3-66-3	2, 800, 000	第167条の2第1項第2号	本業務は都市部における島根県出身大学生との連携が必要であるが、契約相手先は既に都市部において島根県出身大学生と別事業でつながりを確保しているため。 契約相手先は首都圏と島根県に事業所を有し、島根県内においても地域と密着した活動を実施しており、島根県出身大学生が県内の地域に貢献できるプロジェクトを行う際のサポート体制が構築されているため。	教育指導課	
教室棟1階南東側出入口建具改修工事	H30. 8. 9	有限会社安達工務店 松江東津田町605番地	1, 188, 000	第167条の2第1項第1号	会規第66条の表第1号	松江ろう学校	